



選挙運動用ポスター作成請負契約書

法人の場合、代表者氏名は不要

発注者 **西尾 太郎** を甲とし、請負者 **◇◇印刷株式会社** を乙として、甲乙両当事者間において、令和7年6月15日執行の西尾市長選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は、乙に対して、次に掲げるポスターの作成を発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

(1) 規格 00 cm × 00 cm 法定規格 42cm×30cm 以内

(2) 数量 000 枚

(3) 納期 令和7年6月7日 実際が発注する枚数

2 請負代金は、1枚につき金 **0,000**円（うち消費税及び地方消費税含む。裏面シール加工代等は含まない。）とし、総額金 **000,000**円とする。

公費負担限度額
1,899円×233枚=442,467円

3 乙は、納期限内にポスターを作成し、甲に引渡しをしなければならない。

4 甲は、前項の規定により、ポスターの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により西尾市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を西尾市長に対し請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和7年6月3日

(甲) 発注者 住所 **西尾市寄住町下田22番地**

氏名 **西尾 太郎**

印

(乙) 請負者 住所 **▽▽市▽▽町▽番地**

氏名 **▽▽印刷株式会社**
代表取締役 **▽▽** **▽▽**

印

印

印

備考

- ポスターの数量は、ポスター掲示場数ではなく、実際に発注する枚数とすること。
- ポスター作成業者（請負者）が西尾市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- ポスター作成業者（請負者）が法人の場合は、代表者印を押印すること。